

# ラオスの刑事司法制度（捜査手続における実務上の問題点）

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

## 1 はじめに

小職は、2017年7月から、ラオス人民民主共和国にJICA法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）の長期専門家として派遣されている。

同プロジェクトは、2010年7月から2014年7月まで実施された法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）に引き続き、2014年7月から2018年7月までの4年間の計画で開始されたもので、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学をラオス側実施機関とし、法令起草、法令運用・執行、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修、法令の普及・理解促進といった各課題の改善に取り組む能力の向上を図ることを目的として、①民法典の起草、②民事経済関連法の執務参考資料の作成、③刑事法の執務参考資料の作成、④法曹養成課程のカリキュラム改善等について、それぞれ四つのサブワーキンググループ（SWG）を構成し、目標達成のために、法律の起草、ラオス法の研究、執務資料の作成及び普及、法曹養成課程のカリキュラム改善及び教材（模擬事件記録）の作成等の活動を実施中である。<sup>1</sup>

刑事法の執務参考資料としては、同活動期間を通じて、捜査段階における実務上の問題点を取り扱ったQ&A集（以下「Q&A集」という。）の作成を行っていたところ、2017年8月にこれが完成し、現在はこの普及活動<sup>2</sup>及び改訂作業を行っている。

小職は、本プロジェクトにおいて、須田大専門家（チーフアドバイザー）から刑事法の執務参考資料に関する活動を引継ぎ、現在、メンバーとともにQ&A集の普及活動及び改訂作業を行っているところである。そこで、この貴重な機会を生かして、皆様にラオス刑事訴訟法における捜査段階の実務上の問題点について、日本の刑事訴訟法と比較しながら紹介することとしたい。そして、Q&A集では合計23問の実務上の問題を取り扱っているがその全てを紹介することはできないので、本稿では逮捕・仮勾留手続における実務上の問題を取り上げることにしたい。

なお、本稿において条文を引用することがあるが、法令等名が明記されていない場合は、2012年に改正されたラオスの刑事訴訟法を指す。<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 個々の活動の詳細は、ICDNEWS 第61号「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！ー基礎能力向上から実務能力向上へー」等を参照されたい。

<sup>2</sup> 2017年10月19日及び20日、ボリカムサイ県パクサンにおいて、捜査関係者約60人を集めて、Q&A集の普及セミナーを行った。

<sup>3</sup> ラオス刑事訴訟法の概要及び条文についてはICDNEWS 第61号「ラオス改正刑事訴訟法の概要」を参照されたい。

## 2 ラオスにおける「逮捕・仮勾留」手続の概要

### (1) 逮捕

まずはラオスの逮捕・仮勾留制度の概要を説明したい。

ラオスの刑事訴訟法では、通常逮捕、現行犯人逮捕、緊急逮捕の3種類の逮捕手続が定められている。通常逮捕は、検察院の長又は裁判所が発付した逮捕状により行わないといけない（139条1項）ことに対し、現行犯人逮捕及び緊急逮捕は逮捕状を必要としないが以下の要件を充足することを必要とする。

現行犯人逮捕は、①現に犯行を行っている又は犯行を終えたばかりの個人、②犯行を行って現に追跡されている個人、犯行を目撃されている個人、又は被害者が犯人であると特定している個人、③犯罪発生直後に身体、自宅、職場に犯罪の痕跡がある個人に該当する場合に検察院の長又は裁判所の逮捕状の発付を待たずに行うことができる（140条1項）。そして、現行犯人逮捕は、捜査官のみならず私人も逮捕できるが、私人が逮捕した場合は直ちに（警察署等から離れた場所での逮捕の場合は7日以内に）被逮捕者を捜査官に引き渡さないとならない（140条4項）。

これに対し、緊急逮捕は、①犯行を行った疑いのある個人が疑わしい経歴を有する又は住所が不明である、②犯行を行った疑いのある個人が逃走しようとしている場合に、現行犯人逮捕と同様に検察院の長又は裁判所の逮捕状の発付を待たずに行うことができる（140条2項）。なお、緊急逮捕は、現行犯人逮捕と異なり、私人は行うことができず捜査官のみ行うことができる（140条3項但書）。

また、逮捕後の流れとしては、捜査官又は検察官は、逮捕から24時間以内に、釈放するか仮勾留するか意見を決め（139条7項）、捜査機関の長又は検察官は、検察院の長に対して、釈放命令又は仮勾留命令の請求を行わなければならない（139条8項）、これらの請求を受けた検察院の長は請求受理後、24時間以内に釈放命令又は仮勾留命令を発付しなければならない（139条9項）。

### (2) 仮勾留

仮勾留とは、裁判所の確定判決前の一時的な身柄拘束である（142条1項）。なお、ラオスの刑事訴訟法では起訴前の仮勾留と起訴後の仮勾留を分けておらず、起訴前の仮勾留の効果が起訴後の確定判決前まで及ぶ。

仮勾留は、検察院の長又は裁判所の書面による命令が必要とされており（142条2項）、①捜査開始命令があること、②法律で自由刑が定められている犯罪であること、③確実な証拠があること、という要件に基づき仮勾留命令発付の検討を行い（142条2項、139条2項）、④そのほかの条件として、被疑者が逃走、証拠隠滅、さらに罪を犯すおそれ、被害者や証人に危害を加えるおそれの有無、あるいは、被疑者が、被害者その他の者に危害を加えられるおそれの有無による（142条2項、139条3項）とされている。<sup>4</sup>

---

<sup>4</sup> 「そのほかの条件として」の意義については、ラオスの法律実務家や法律学者の間でも見解が分かれ

また、仮勾留期間は、仮勾留命令発付の日から2か月又は3か月以内（111条1項）とされており、捜査を継続する必要がある場合には、検察院の長が、捜査機関の長又は検察官の請求に基づいて、全体で6か月（1回の延長につき2か月）又は1年（1回の延長につき3か月）を超えない範囲で、仮勾留期間を延長できる（111条2項）。

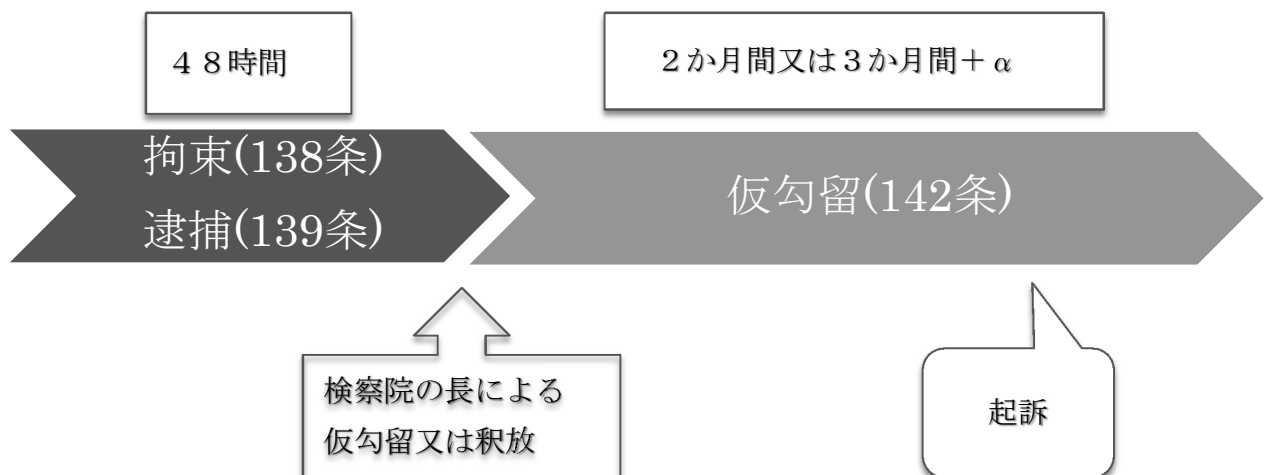
なお、判決に当たって、仮勾留期間は未決勾留期間として算入できるが、逮捕期間を算入することはできない（142条4項，111条1項）

### (3) ラオスと日本の逮捕・勾留制度の違いについて

日本でもラオスでも、通常逮捕、仮勾留において令状を必要としている点（令状主義）、仮勾留期間に定めがあり、捜査の必要性等があれば期間の延長が可能であることは同じである。<sup>5</sup>

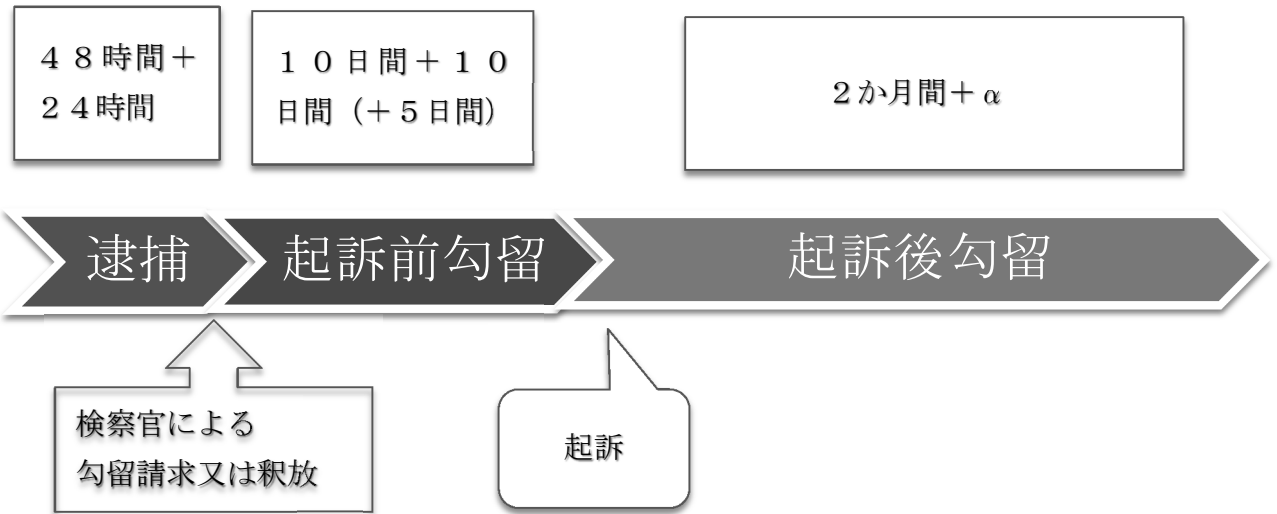
もともと、ラオスと日本では、逮捕・仮勾留手続について、以下のような違い（主に身柄拘束期間）が存在することから、図化したので参照されたい。

#### 【ラオス】



ており、現在も議論を続けている。議論がまとまった段階で機会があればこの議論の結果も紹介したい。<sup>5</sup> ラオスにおいても、被疑者を身柄拘束する場合において、逮捕や拘束（138条）という比較的短期間の身柄拘束制度を経た上で長期間の身柄拘束制度である仮勾留に移るのが一般的であるが、日本と同様の逮捕前置主義を採用しているかは不明である。少なくともQ&A集を作成する議論等において逮捕前置主義やこれに類する議論がなされることはほとんどなかった。この点も今後のラオス側の議論の状況を見て確認したいと思う。

【日本】



### 3 ラオスにおける「逮捕・勾留」手続の実務上の問題について

#### (1) 事例紹介

Q&A集でも逮捕・勾留手続の問題を合計4題、取り上げている。本稿ではその中でも日本においても問題となりそうな現行犯人逮捕における時間的な限界に関する問題を紹介したい。

#### 【事例紹介】

Aが高速で車を走らせ、反対車線でバイクを運転していたB女性にぶつけ、B女性を即死させてしまった。その事件を目撃した警察官Cは、Aに対し車を止めてその場に留まるように呼びかけたが、Aは車から降りて走って逃げた。警察官CはAを逮捕するために走って追いかけて続けたが、Aが市場に走って入ったため、警察官CはAを見失った。しかし、警察官Cは、細身で背高く長髪というAの特徴を覚えていたため、そのまま付近を捜索し続けたところ、Aを見失ってから30分後、Aを市場付近で再び発見した。そこで、警察官Cは検察院の長からの逮捕令状なしでAを現行犯として逮捕した。この場合に、警察官CがAを逮捕したのは適法か。

#### (2) ラオス法における同問題への対応について

上記のような実務上の問題に対し、ラオスの法律実務家及び法律学者は、概要、以下のような説明をしている。

すなわち、逮捕は、個人の身体に対する自由に対する制約を伴う強制的な身柄拘束処分であり、原則として検察院の長又は裁判所の発付する逮捕令状がなければ許されないが、現行犯又は緊急の場合には、例外的に検察院の長又は裁判所の逮捕令状がなくても逮捕することができる（139条1項及び140条）。140条は、現行犯について、

- 1 現に犯行を行っている又は犯行を終えたばかりの個人
- 2 犯行を行って現に追跡されている個人、犯行を目撃されている個人、又は被害者が犯人であると特定している個人

3 犯罪発生直後に、身体、自宅、職場に犯罪の痕跡がある個人の場合の個人の犯罪であると規定している。

犯人を現行犯の場合で逮捕するには、140条1項で規定している要件のすべてが揃わなくても、いずれかの要件を満たしている者による犯行であれば現行犯の場合に該当する。このような現行犯人逮捕の場合に検察院の長又は裁判所の令状なしで逮捕が許されるのは、犯罪が現に実行され犯人が逃亡しないように確保する緊急性があり、犯罪を実行した犯人が明白であるため誤認逮捕の恐れがないと保証できるからである。

本件では、警察官Cは、Aが運転していた車がBに衝突し、この事故でBが死亡したことを現に目撃しており、その警察官Cが事故現場から逃走するAの追跡を開始しているので、Aは「犯行を行って現に追跡されている個人」（140条1項2号）に該当し、この時点では適法な現行犯人逮捕の状況が整っていたと言える。しかし、その後、追跡中にAが市場に逃げ込んだため、30分程度、姿を見失っている。そこで、犯行を現認し追跡を続けていた者が、追跡者を30分見失ったものの、再度発見した場合、現行犯人逮捕ができるかが問題となる。この点に関しては、ラオスの刑事訴訟法においては明確に規定をしていないが、犯行の現認により犯罪と犯人が明らかであり、その犯人の追跡が開始され、犯人の姿を見失った後も追跡が継続されており、再発見された際に犯人との同一性が確認されていれば、現行犯人逮捕を可能とする状況が継続しており、誤認逮捕の恐れが極めて低く、犯人が逃亡しないように逮捕する緊急性も認められるので、現行犯人逮捕を認めることができるのと考えるのが相当である。本件に当てはめると、Aが30分隠れた後、警察官CがAを発見し、外見の特徴から追跡している者と同一人物であると特定して逮捕を行った場合、140条1項2号の警察が追跡している犯罪の場合に該当し、無令状で行われたAの逮捕は適法な現行犯人逮捕であると認められる。

### (3) 日本法と比較しながらの解説

上記事例は、日本の刑事訴訟法の教科書等でも、いわゆる現行犯人逮捕及び準現行犯人逮捕の適法性という論点で、同様の問題が良く取り上げられる。

そして、日本の刑事訴訟法において、現行犯人逮捕及び準現行犯人逮捕が認められる理由については、現行犯人逮捕を憲法で定めた令状主義の例外と整理した上で、その根拠を、逮捕者にとって特定の犯罪が現に行われていることまたは行われた直後であること、及び、被逮捕者がその犯人であることとにより被逮捕者と犯罪の結びつきが明白であって誤認逮捕の恐れがなく（犯人性の明白性）、さらに、その機会を逃すと逃走・証拠破壊の恐れもあるため急速な逮捕が必要であること（緊急性）を理由とし、準現行犯人逮捕については、犯人性の明白性は現行犯人逮捕と変わらないとしつつも、緊急性については若干緩和し、その代わりに212条2項各号（日本の刑事訴訟法）の要件を充足することで犯人性の明白性を担保すると同時に令状なしで逮捕すべき緊急性を補強するという説明が一般的と思われる。<sup>6</sup>

<sup>6</sup> 筆者の私見である。

このような日本の刑事訴訟法における現行犯人逮捕（及び準現行犯人逮捕）の説明を見ると、法律の規定は異なるにもかかわらず、ラオスと日本における現行犯人逮捕の考え方にそれほど違いがないことがわかる。すなわち、憲法上の要請であるかは別として、ラオスにおいても令状主義を原則とし（139条1項）、現行犯人逮捕は令状主義の例外と整理した上で、現行犯人逮捕が認められる理由について、現認性及び緊急性の観点から検討し、各事例においてその当てはめを行うというものである。

本件では、ラオスにおいては、日本における準現行犯人逮捕の規定がないことから規定の存在する現行犯人逮捕（140条1項）の規定により警察官Cの逮捕が認められるかを検討しているが、日本であれば現行犯人逮捕（日本の刑事訴訟法212条1項、213条）を検討したうえでこれが否定された場合に準現行犯人逮捕（日本の刑事訴訟法212条2項）を検討し、結論としては、ラオスと同様に日本においても適法になると思われる。<sup>7</sup>

#### 4 さいごに

以上、ラオスの逮捕・仮勾留手続及び逮捕手続における捜査上の問題点について、Q&A集で取り上げた事例を参考にしながら解説を試みた。ラオス法に基づく解説に当たっては、できる限り、ラオス側メンバーの議論の内容をそのまま反映するように心がけたが、どのように感じただろうか。おそらく、法律構成、条文解釈、あてはめのいずれにおいてもまだまだ稚拙な面があると感じた方も多いと思われる。しかし、ここに至るまでに、SWGメンバーは、メンバー同士、あるいは歴代専門家や日本側講師を交えて、時には喧嘩をしているのではないかと心配するような激しい議論をしてきた。SWGメンバーは、司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所、ラオス国立大学、警察（治安維持省）、ラオス弁護士会という複数の機関からの出身者で構成されており、バックグラウンドが異なることなどもあり、議論がなかなかまとまらないような状況も存在したが、捜査における実務上の問題点に対する一つの見解を示して実務の改善に役立てる、という目的のために議論を重ねようやく一つの結論に達したのである。下記のラオス側メンバー（一部）の写真を見て、そのようなメンバー間の議論の様子も想像しながら本稿を読んでいただけると同グループを担当する専門家の一人として非常に嬉しく思う。

---

<sup>7</sup> 筆者の私見であるが、逮捕者である警察官Cが被逮捕者Aの犯行を現認してAを犯人と特定して追跡を続けたものの、途中でAを見失っていることから、「現に罪を行い終わった」状況が終了したと判断され、Aを現行犯人逮捕することは認められないと思われる。しかし一方で、警察官CがAの姿を見失った時間がわずか30分程度であること、警察官CはAの身体的特徴を把握し、再度Aを発見した後にすぐに犯人と同定しAを逮捕していることから、全体として「犯人として追呼されているとき」（日本の刑事訴訟法212条2項1号）に該当し、警察官CにとってAは特定の罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるから、警察官CはAを準現行犯人逮捕することが認められると考える。



【捜査段階Q&A集の完成を祝してSWGメンバーと記念撮影した際の様子。  
前列右端が筆者その左隣が須田大専門家】